

IC カード取扱規則

 和歌山バス株式会社

制定 2020 年 4 月 1 日

ICカード取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山バス株式会社（以下「当社」という。）で使用することができるICカードを媒体としたストアードフェアカード（回数乗車券機能を搭載したものを含む。以下「ICカード乗車券」という。）の取り扱い及び運賃等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 ICカードによる当社の旅客運送について、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。

2 この規則に定めのない事項については、当社運送約款または当社線で使用可能なICカードの発行者が定める規程等の定めるところによるほか、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところまたは一般の慣習によります。

3 この規則が変更された場合、以後のICカードによる旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによります。

4 当社とICカードによる共通利用が可能な社局のうち、別表1に定める社局については、当社と一体的にICカードサービスを提供し、この規則を準用します。

5 当社が発行する「和歌山バスICカード「kinoca」」については別に定めます。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「当社グループ」とは当社並びに第2条第4項に規定した社局をいいます。

(2)「ストアードフェア」（以下「SF」という。）とはICカードに予め電子的に記録された金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいいます。

(3)「ポストペイ」とは、ICカードで当社のバスに乗車した場合の片道普通旅客運賃を後払いすることをいいます。

(4)「プリペイド」とは、ICカードで当社のバスに乗車した場合の運賃相当額をSFにて支払うことをいいます。

(5)「チャージ」とは、ICカードに入金してSFを積み増しすることをいいます。

(6)「ICカード読取機」とは、ICカードからの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗降口等に設置された装置をいいます。

(7)「記名人」とは、当社のバスで使用可能なICカードに本人名が記憶されている旅客をいいます。

(8)「特別割引用 IC カード」とは、別表 2 に定める「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」をいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 4 条 IC カードによる旅客運送の契約は、乗車時に IC カードを IC カード読取機に触れて乗車または降車を記録したときに成立します。

2 前項の規定により契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立したときの規定によります。

(旅客の同意)

第 5 条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(IC カード取扱区間等)

第 6 条 当社は、IC カードが使用できる車両、または IC カード読取機等には IC カードを取り扱う旨の所定の標識を表示するとともに、IC カード取扱車の運行区間を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）に掲示します。

(IC カード取扱区間等の制限、または停止)

第 7 条 当社グループは、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる IC カードの利用制限または停止を行うことがあります。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。

(2) 発売もしくは再発行等を行う箇所、枚数、時間及び方法の制限または停止。

2 前項の規定による制限または停止をする場合には、その旨を当該車両や営業所等に掲示します。

3 本条に基づく IC カードの利用の制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

第 2 章 発行

(発行者)

第 8 条 当社で使用可能な IC カードは、当社が発行することを認めた者が発行します。

(使用可能な IC カードの名称、有する機能及び発行者名)

第 9 条 当社で使用可能な IC カードの名称、有する機能及び発行者名は別表 2 の定めるところによります。

(IC カードの発行申込方法等)

第 10 条 当社で使用可能な IC カードの発行申込方法及び発行方法は、当該 IC カードの発行者が別に定めます。

(IC カードの所有権)

第 11 条 IC カードの所有権は特に定めるものを除き、当該 IC カードの発行者に帰属します。

(IC カードの紛失等の再発行)

第 12 条 IC カードの盗難または紛失等による再発行については、当該 IC カードの発行者の定めるところによります。

第 3 章 使用

(使用方法)

- 第13条 ICカードは、旅客が停留所相互間を乗車の目的で、乗車時並びに下車時に同一のICカードをICカード読取機に触れて乗車記録、並びに下車記録をしたときに、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができます。この場合には当社運送約款第21条第2項を適用しません。
- 2 旅客が乗車時にICカード読取機に触れず乗車記録がなかった場合であって、下車時に係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし、旅客が当社運送約款第21条第2項の規定により整理券を所持し、下車時にICカードを使用する場合はこの限りではありません。
 - 3 当社は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは第1項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがあります。
 - 4 ポストペイ機能付きICカードでは、当社運送約款第24条の各号に定める割引は適用しません。
 - 5 特別割引用ICカードのうち、本人用カードを使用して乗車する身体障害者又は知的障害者は、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(ポストペイ機能の優先)

- 第14条 ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるICカード（以下「両機能付きICカード」という。）を当社において使用する場合は、ポストペイ機能付きICカードとして取り扱います。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド機能付きICカードとして取り扱います。

(効力)

- 第15条 ICカードを第13条の規定により使用する場合は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効とします。
 - (2) 途中下車の取り扱いはしません。

(使用上の制限事項)

- 第16条 使用者が記名人であるICカード（以下「記名式ICカード」という。）においては記名人以外が使用することはできません。
- 2 10円未満のSFは、運賃に充当することはできません。
 - 3 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできません。
 - 4 当社で利用可能なICカードを複数枚重ねて読取機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ず1枚のみを読取機にタッチするものとします。
 - 5 当社で利用可能なICカードを複数枚重ねて読取機にタッチし、当該ICカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。
 - 6 当社は第5項により収受された運賃について、返却等には応じません。
 - 7 ICカードは、他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、プリペイド機能により運賃を支払う場合であって、ICカード内のSFが当該区間の運賃に満たない場合は不足額を現金で支払うことができます。
 - 8 ICカードを使用する旅客は、乗車時にICカード読取機に触れて乗車記録をしたICカード以外の乗車券等で下車することはできません。

9 偽造、変造若しくは不正に作成され、または不正に取得された I Cカードは、使用できません。

10 特別割引用 I Cカードのうち、「介護者用カード」は、介護者 1 名が記名人本人の介護者用カードを使用し、本人用カードを使用する記名人本人を介護する目的で乗車区間が同一で同時に乗降する場合以外は、使用できません。

(乗降の制限)

第 17 条 次の各号の一に該当する場合には、I Cカードを使用して乗降することはできません。

(1) 当社と I Cカードによる共通利用が可能な社局において、入場駅における自動改札機による改札を受けた I Cカードを、出場時に使用しなかったために出場記録がない I Cカードを当該状態のまま当社で使用しようとするとき。

(2) I Cカードの破損、I Cカード読取機の故障等やむを得ない事情により I Cカードの読み取りができないとき。

第 4 章 ポストペイ機能付き I Cカード

(片道 1 回乗車に適用される運賃の確定時期)

第 18 条 ポストペイ機能付き I Cカードを第 13 条の方法で使用する場合、ポストペイにおける片道 1 回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が下車するときとします。

(運賃計算期間)

第 19 条 前条に定める運賃の計算期間は、月初めから月末までの 1 か月間とし、毎月末日に締切るものとします。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により翌月以降の運賃計算期間に繰り越す場合があります。

2 運賃計算における 1 日とは、当日の午前 3 時から翌日の午前 3 時までとします。

(登録型割引)

第 20 条 当社グループのバスを第 13 条に定める方法で利用した際のポストペイ機能による支払い運賃（以下「ポストペイ普通運賃」という。）に対しては、適用条件を定めた所定の割引（以下「登録額割引」という。）を適用します。ただし、当社運送約款第 24 条の各号に定める割引が適用された場合は、この限りではありません。

なおこの割引は、旅客による I Cカードの登録手続きが必要なほか、次の各号に掲げる適用条件を付すことがあります。

(1) 適用対象旅客（登録資格）

(2) 適用区間の割引計算方法

(3) 適用区間外の割引計算方法

2 ポストペイ減額運賃には登録型割引を適用しません。

3 旅客は、当該ポストペイ機能付き I Cカードの発行者が当社に登録型割引適用後のポストペイ普通運賃、並びにポストペイ減額運賃を立替払いすることを予め異議なく承諾するものとします。当該運賃は I Cカードの発行者が定める方法で決済されます。

(登録型割引の計算)

第 21 条 旅客から前条に定める登録型割引の登録申し込みがあり、かつ当該登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月の登録した I Cカードのポストペイ普通運賃について、登録型割引を適用し、次の各号の割引計算を行います。

- (1) 利用月の個々の片道1回乗車のポストペイ普通運賃を適用条件に定める適用区間内であるか否かによって適用区間ポストペイ普通運賃と適用区間外ポストペイ普通運賃に区分します。
- (2) 適用区間ポストペイ普通運賃は適用区間の割引計算方法により計算します。
- (3) 適用区間外ポストペイ普通運賃は適用区間外の片道1回乗車のポストペイ普通運賃の計算方法により計算します。
- (4) 第2号と第3号で計算した額を合算した額をポストペイ登録型割引運賃とします。

(登録型割引の適用区間の区分方法)

第22条 前条第1号に定める適用区間ポストペイ普通運賃と適用区間外ポストペイ普通運賃に区分する方法は次の各号のとおりとします。

- (1) 乗車した区間が適用運賃区間内である片道1回乗車の運賃は適用区間ポストペイ普通運賃として区分します。
- (2) 乗車区間が適用運賃区間外である片道1回乗車の運賃は適用区間外ポストペイ普通運賃として区分します。

(登録型割引の登録、変更または解除の申し込みの受付)

第23条 第20条第1号に定める条件が付されていない登録型割引の登録、変更または解除の申し込みは、当社が受付業務を委託した株式会社スロットとKANSAIが運営するインターネットサービス「PiTaPa 倶楽部」にて申し込みができます

- 2 登録型割引の登録、変更または解除の申し込みは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受付します。
- 3 旅客はICカード1枚につき当社グループの登録型割引を1つ登録することができます。複数のICカードの場合は、全て記名同一人の利用であってもICカードごとに登録が必要であり、登録型割引も別々に適用します。

(登録型割引の適用期間)

第24条 登録型割引の適用期間は月単位とし、第20条第1号に定める条件が付されていないものについては、ICカードの有効期限を超えない範囲で、旅客の希望により1か月から12か月後を最長として任意の月を指定することができるほか、解除するまで無期限で自動的に更新することもできます。

(ポストペイ機能、プリペイド機能の制限または停止)

第25条 当社グループは、次の各号の事項に該当する場合には、ポストペイ機能、プリペイド機能、または登録型割引等のサービスを制限、または停止することがあります。

- (1) 電子計算機の故障及び電子計算機作動プログラムの異常が発生したとき
- (2) 通信回線が不良になったとき
- (3) ICカード読取機の故障
- (4) 前各号のほか、ポストペイ機能、プリペイド機能または登録型割引等のサービスを通常どおりに提供できないと当社グループが判断したとき

(ICカードの制限または停止)

第26条 ICカード発行者が特定のICカードについて使用を停止した場合は、旅客は当該ICカードにより当社のバスを利用することはできません。

- 2 ポストペイ機能付きICカードにおいて、一定期間の利用が予め当該カードの発行者が定

める限度額をこえた場合には、当該 I C カードのポストペイ機能で当社のバスを利用することはできません。

3 ポストペイ機能付き I C カードにおいて、当該カードに記載しているカード有効期限の終了月の翌月以降は、当該 I C カードで当社のバスを利用することはできません。

(免責)

第 27 条 当社が前 2 条に定める制限または停止を実施した場合で、予定していた登録型割引を受けることができない場合が生じることについては、当社はその責を負いません。

第 5 章 プリペイド機能付き I C カード

(運賃の減額)

第 28 条 プリペイド機能付き I C カードを第 13 条に定める方法で使用する場合は、乗車時または下車時に当該乗車にかかる運賃相当額を当該 I C カードの S F から減額します。

(チャージ)

第 29 条 旅客は、当社の指定する営業所等で I C カードにチャージすることはできません。

(S F の確認)

第 30 条 旅客は、プリペイド機能付き I C カードの S F を I C カード読取機や当社の指定する営業所等で確認することができません。

(S F の払戻し)

第 31 条 当社はプリペイド機能付き I C カードの S F について、払戻しを行いません。

(両機能付き I C カード)

第 32 条 前 3 条の規定は、両機能付き I C カードの使用においても準用します。

2 両機能付き I C カードにおいて、旅客は I C カード発行者に予め申し込むことにより、当社の I C カード読取機において当該 I C カードの S F 残額が 1,000 円 (小児カードは 500 円) 以下であった場合に 2,000 円 (小児カードは 1,000 円) の S F を自動的に積増 (以下「オートチャージ」という。) することができます。なお、オートチャージの支払い方法は、当該 I C カード発行者が定めるところによります。

3 ポストペイ機能が制限されている場合はオートチャージできません。

第 6 章 無効

(無効となる場合等)

第 33 条 I C カードは、次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。

- (1) 記名式 I C カードを記名人以外の旅客が使用したとき
- (2) 偽造、変造及び不正に作成された I C カードを使用したときまたは使用しようとしたとき
- (3) 適用対象旅客 (登録資格) を限定した I C カードをその資格を有しない旅客が使用したとき
- (4) 乗車開始後の持参人式 I C カードを他人から譲り受けて使用したとき
- (5) I C カードをその使用条件に基づかないで使用したとき
- (6) 特別割引用 I C カードにあっては、介護者用カードを本人用カードと同時かつ同区間以外で使用したとき
- (7) その他、I C カードを不正乗車的手段として使用したとき

- 2 前項で回収した特別割引用 IC カードにおいて、本人用カードを回収した場合、本人の介護者用カードを無効として回収します。また、介護者用カードを回収した場合、本人用カードを無効として回収します。

(割増運賃等)

第34条 前条の規定により IC カードを無効とした場合は、当社運送約款第27条を準用し、割増運賃及び割増料金を申し受けます。

附則

この規則は、2020年4月1日から適用します。

別表1 (第2条第4項関係)

当社と一体的に IC カードサービスを提供する事業者
和歌山バス那賀株式会社

別表2 (第3条、第9条関係)

当社で使用可能な IC カードの名称、有する機能及び発行者名 IC カードの名称	有する機能	IC カード発行者名
PiTaPa	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッと KANSAI
第1種身体障がい者・介護者及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード (特別割引用 IC カード)	プリペイド機能	
ICOCA	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
Kitaca	プリペイド機能	北海道旅客鉄道株式会社
PASMO	プリペイド機能	株式会社パスモ
Suica	プリペイド機能	東日本旅客鉄道株式会社
manaca	プリペイド機能	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー
TOICA	プリペイド機能	東海旅客鉄道株式会社
はやかけん	プリペイド機能	福岡市交通局
nimoca	プリペイド機能	株式会社ニモカ
SUGOCA	プリペイド機能	九州旅客鉄道株式会社
元気70パス	プリペイド機能	和歌山市
福祉カード	—	